

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国際金融ハブ取引に係る税制措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 11) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 09)
		② 上記以外の税目	所得税:外、相続税:外 個人住民税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 国際金融ハブ取引について、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずること。
			《関係条項》 —
5	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和2年 11 月 分析対象期間:令和2年～令和7年
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		当分の間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際金融ハブとしての国際金融都市の確立
			《政策目的の根拠》 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月 17 日) 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築 (略) 海外金融機関等の受入れに係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す。  ○「成長戦略実行計画」(令和2年7月 17 日) 第9章 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応 2. 今後の検討 (9) 国際環境への対応 ・国際金融ハブの実現  ○「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月 17 日) 4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 x) 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

		<ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用高度化の進捗等についてのレポートを2021年夏までに作成することなどを通じた課題の整理・資産運用業者との対話促進、アセットオーナーの運用高度化、新規に開業した独立系新興資産運用業者の資金繰り対策、海外資産運用業者等の緊急的な受入れを可能とする環境整備、コーポレート・ガバナンスの強化とステュワードシップ活動の更なる促進、資産運用業者の声を踏まえた市場の効率化に向けた業界慣行の見直しを進める。</li> <li>資産運用人材や金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れを生活環境の整備を含め促進するとともに、ミドル・バックオフィス人材等のサポートスタッフを含めた人材の円滑な受入れを進める。</li> <li>拠点設置・開設のサポートデスクを抜本的に強化するとともに、登録手続きのガイドブックの周知・改訂、新規参入者に対する自主規制活動を含めた金融行政サービスを日本語のみならず英語でも提供する取組を進め、投資運用業登録等の迅速化を進める。また、国によるプロモーション活動を抜本的に強化する。</li> </ul>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。 (測定指標) —</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講ずることにより、ビジネスしやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。</p>
10	有効性等	
	① 適用数	精査中
	② 適用額	精査中
	③ 減収額	精査中

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 日本が国際金融センターとして確立するにあたっての弱みのひとつとして、税制面の課題が指摘されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	金融事業者・高度金融人材を受け入れ、日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、東アジア市場の強靱性を高めるとともに、日本市場の活性化が期待できるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国際金融センターとして確立している主要な国の税制とのイコールフットイング等を図ることにより、金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致しようとするものであり、税制措置で対応することが適当。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	日本が国際金融センターとして確立するにあたって弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、相当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—